

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

「建学の精神」及び「教育理念」を実現するために、各学科の教育目標に沿って策定された教育課程に則って所定の単位を修得し、技術者として求められる専門知識と教養を身につけ、さらにそれらを「ものづくり」に応用することができる能力、自主的に考え行動することができる能力、社会人として必要なコミュニケーション能力を身につけた学生に対して、卒業を認定し短期大学士の学位を授与する。

1. 機械工学科

機械工学科では、機械工学科の教育目標に沿って策定された教育課程に則って所定の単位を修得し、機械工学とその活用に必要な数学・自然科学・情報技術の知識と能力を修得し、機械技術者として、他者と協調・協働して計画的に課題の探求や解決ができると認められる学生に短期大学士の学位を授与する。

2. 電気電子工学科

電気電子工学科では、電気電子工学科の教育目標に沿って策定された教育課程に則って所定の単位を修得し、電気電子工学とその活用に必要な数学・自然科学の知識と能力を修得し、電気電子技術者として、他者と協調・協働して計画的に課題の探求や解決ができると認められる学生に短期大学士の学位を授与する。

3. 情報処理工学科

情報処理工学科では、情報処理工学科の教育目標に沿って策定された教育課程に則って所定の単位を修得し、情報処理工学とその活用に必要な数学・情報処理・プログラミング・ネットワークの知識と能力を修得し、情報処理技術者として、他者と協調・協働して計画的に課題の探求や解決ができると認められる学生に短期大学士の学位を授与する。

4. ものづくり創造工学科

ものづくり創造工学科では、ものづくり創造工学科の教育目標に沿って策定された教育課程に則って所定の単位を修得し、「ものづくり」とその活用に必要な機械工学の基礎・自然科学・情報技術の知識と能力を修得し、「ものづくり」に携わる中堅技術者として、他者と協調・協働して計画的に課題の探求や解決ができると認められる学生に短期大学士の学位を授与する。

以上